

独立行政法人会計基準改訂案に対する府省意見について（回答）

総務省行政管理局独立行政法人総括
財務省主計局法規課公会計室

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|---|--|
| <p>「第24 行政サービス実施コスト」に引当外賞与見積額の記載を追加すべきではないか。また、引当外賞与見積額について「引当外退職給付見積額」と同様の説明を追加した方が良いのではないか。</p> | <p>貴見のとおり追加します。 (参考) 下記文章を追加します。 (3) 「第87 賞与引当金に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> |
| <p>表記が「資本」となっている箇所について「純資産」へ訂正した方がよいのではないか。(基準 27、基準 34、基準 43 及び基準 57)</p> | <p>貴見のとおり訂正します。</p> |
| <p>より詳細な説明にすべきではないかと思われるもの（もしくは会計基準Q&A等で具体的に説明すべきと思われるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「第33 リース資産の会計処理」のファイナンス・リース取引の損益の注記方法について（経済産業省、環境省、国土交通省） ● 「第42 セグメント情報の開示」の注解36のセグメントの開示内容について（「企業会計よりも詳細なセグメント」という表現では表示すべき内容が不透明であるため）（経済産業省、文部科学省） ● 「第80 運営費交付金の会計処理」の注解55（3）の | <ul style="list-style-type: none"> ● 注記内容等についてQ&Aで説明。 ● 注記内容等についてQ&Aで説明。区分経理、施設機能別、研究分野別等を基本として、各法人において定めることを想定しています。 ● 費用進行基準の考え方を採用した場合に注記する必要がある |

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|---|---|
| <p>運営費交付金収益の計上基準の注記方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「第125 連結財務諸表の附属明細書」（2）の収益と費用の区分について | <p>ある「理由」について、どの程度まで具体的に記載するかについて Q&A で説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Q&A において開示の雛形を説明。 |
| <p>行政サービス実施コスト計算書に引当外賞与見積額を計上するにあたって、法人は「重要な会計方針」に係る注記事項として記載する必要があるのでしょうか。仮に記載が必要となるのであれば、引当外退職給付増加見積額と同様に「独法会計基準注解 55 第 2 項」に例として追記し、「独法会計基準 Q&A」 Q79-3 に具体的な記載例の記載をお願いします。</p> | <p>賞与引当金の計上基準は、複数の会計処理が認められているものではないため注記の必要はないと考えます。</p> |
| <p>（減損会計基準第 9 に関連して）有形固定資産（非償却資産＝土地）については、番号 13 独法会計基準第 5 8 貸借対照表の様式において具体的記載例が示されています。従って、無形固定資産及び投資その他の資産についても具体的記載方法を明確にするため、独法会計基準第 5 8 への表記をお願いします。</p> | <p>減損基準第 9 は、下記のように修正します。したがって、無形固定資産の減損損失については直接法とします。また、投資その他の資産は、基準 2 7 において評価方法が定められ、今回の改訂に関連しないので、基準 5 8 の修正は不要と考えます。</p> <p>（参考）減損基準 9 を下記に修正。</p> <p>第 9 貸借対照表における表示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注 1 1） 2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の |

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|--|---|
| | 金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。 |
| <p>第88 債券発行差額の会計処理</p> <p>Q. 改訂案において、「債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。」とされているが、合理的な基準及び財務諸表への表示方法について、具体的にお示し願いたい。</p> | <p>具体的な処理方法等については、Q&Aで説明。</p> <p>債券発行差額は、毎年度の償却を「支払利息」で処理することとします。（基準27の注21に定める「償却原価法」による処理）</p> |
| <p>民間企業では税法の変更に伴い減価償却方法が変更になっておりますが、今回の基準で見直しはないのでしょうか？</p> | <p>具体的な処理方法等については、Q&Aで説明。</p> |
| <p>（行政サービス実施コスト計算書関係の基準75・76に関して）この基準の理解に関しては、引き当てをしている勘定を除く、引き当てない勘定分が該当すると理解してよろしいか？</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| <p>（減損会計基準第6条に関して）追加された案で例示された事例は、経営上の判断を伴う事例であるため、注解で例示すべきものではないと考えられる。（例えば、中期計画等で定めた施設の利用促進方を講じなかったこと等経営上必要な措置を取らなかったため、）を削除。</p> | <p>中期計画等において、例えば施設の利用促進方策などを明記していれば、客観的にそれらの措置を講じたか、講じなかったことについて明らかになるものであり、客観的な判断は可能であると考えます。そのためには、中期計画等が定量的なものとなることが必要です。本改訂は、中期計画等の記載内容の改善を促すことも視野に入れていきます。</p> |

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|--|--|
| <p>（減損会計基準第9条に関して）平成18年度決算での無形固定資産（電話加入権）の減損損失計上について直接控除しているため継続性の原則との整合性が懸念される。</p> | <p>減損基準第9は、下記のように修正します。したがって、無形固定資産の減損損失については直接法になります。</p> <p>第9 貸借対照表における表示</p> <p>1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。（注11）</p> <p>2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。</p> |
| <p>独立行政法人通則法第37条において、「独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする」と定められており、「企業会計で求められているよりも」との表記は削除。</p> | <p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」においては、「管理会計を活用した運営の自律化・効率化・透明化」を図ることが明記され、財務情報の一層の充実を図る観点からの改訂であることから、削除は適当でないと考えます。</p> |
| <p>本来財務諸表に求められている項目とは関連性がないため、開示項目ではないと考えられる。</p> <p>（内訳で、競争契約、企画競争、公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。）については事業報告書により記載すべきと考えるため、削除。</p> | <p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」においては、「独立行政法人の資金と流れ等に関する徹底した情報公開」を図ることが明記され、随意契約の見直しを徹底する観点からの改訂であることから、削除は適当でないと考えます。</p> |
| <p>行政サービス実施コスト計算書において「行政サービス実施コ</p> | <p>Q&A 改訂時に検討します。</p> |

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|--|--|
| スト」がマイナスになった場合の取扱いについて。 | |
| <p>（４）「独立行政法人会計基準の改訂について」の５．適用時期について</p> <p>「改訂後の・・・適用に当たっては、平成１９事業年度から適用することが適切である。」と記載されているが、これは、改訂後の基準を平成１９年度から適用しなければならないという「義務」の意と解すべきか？</p> | <p>適用時期については、２０年度から適用できるものを除き、義務と解してください。</p> |
| <p>○報告書案 第５８</p> <p>債券を「オーバーパー発行」した場合の表示はどのようになるのか？具体的にご例示願いたい。</p> <p>○報告書 第６５関係</p> <p>債券発行差額の償却額は損益計算書上の費用に計上する必要はないのか。または、新たな勘定科目をもって損益計算書の費用に計上することとなるのか。（第８８に償却することが規定されているため）</p> | <p>第５８の２項を下記に修正します。</p> <p>２ 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。</p> <p>債券発行差額は、毎年度の償却を「支払利息」又は「受取利息」で処理することとします。（基準２７の注２１に定める「償却原価法」による処理）</p> <p>具体的な処理方法等については、Q&Aで説明。</p> |
| <p>○報告書 第７５関係</p> <p>追加される「引当外賞与見積額」とは、引当外退職給付増加見積額同様、運営費交付金で支払財源が手当されるため、引当金に</p> | <p>下記のとおり追加します、したがって、自己収入に係る部分は引当金を計上することとなります。</p> <p>（参考）下記文章を追加します。</p> |

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|--|--|
| <p>計上されないものの見積額を計上するということでよろしいか。 また、この場合「第11章 独立行政法人固有の会計処理」中に「第87 退職給付に係る会計処理」のように規定する必要はないか。</p> | <p>第87 賞与引当金に係る会計処理</p> <p>1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。</p> <p>2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合は、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計算書に表示する。</p> |
| <p>○報告書 第80<注55></p> <p>(3)に追加される、なお書きは、(3)の費用進行基準を採用した場合に限り注記することよろしいか。</p> <p>新旧対照表中、改正案のなお書き中の<注55>は、<注52>に変更（報告書（案）のとおり）することよろしいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| <p>○報告書 第88関係</p> <p>①第3項において、「…、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却…」とあるが、「債権の償還期限までの期間で均等に償却する」方法をとった場合、「合理的な基準により計算した額」と考えてよいか？</p> | <p>①については貴見のとおりです。</p> <p>②については、損益計算書に「支払利息」又は「受取利息」で処理します。具体的な処理方法等については、Q&Aで説明。</p> |

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|---|---|
| <p>②事業年度ごとの債券発行差額の「償却額」については、P/L上どのように表示するのか?具体的にご例示を願いたい。</p> | |
| <p>○報告書 第107関係 「・・・に対する出資とこれに対応する当該連結法人の<u>資本</u>との・・・」の資本は出資に対応することから純資産ではなく、<u>資本</u>という表現をすることによろしいか。(現行項目第108と同様) 報告書(案)中、「・・・当該<u>転結</u>法人・・・」は「・・・当該<u>連結</u>法人・・・」に変更(新旧対照表のとおり)することによろしいか。</p> | <p>貴見のとおりです。連結財務諸表規則(民間)でも、同様の改訂となっています。</p> |
| <p>○報告書 第125関係 「連結財務諸表の附属明細書」関係 (4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況 ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額とこれらのうち独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合(内訳で、<u>競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額及び割合を記載する。ただし、内訳には、予定価格が国の基準(予算決算及び会計令第99条に定める基準)を超えるものは含めない。</u>) (意見) 下線部については、適用時期を平成20事業年度以降としていた</p> | <p>現在進められている「独立行政法人の随意契約見直し計画」においては、既に平成17年度、平成18年度の全ての契約(少額を除く)についての見直しに着手し、その過程において同様の作業を実施しているものと考えます。したがって、平成19年度契約分について、対応できないとの主張は当たらないと考えます。</p> |

| 府省の意見 | 回答（対応） |
|---|--|
| <p>だきたい。</p> | |
| <p>○報告書 第76関係 「行政サービス実施コスト計算書の様式」関係 「IV 引当外賞与見積額」の追加 （質問・意見） 引当外賞与見積額について、運営費交付金等国からの支出によらず、法人の自己収入により充当することを前提としている場合、当該箇所への記載方法如何。</p> | <p>下記のとおり追加します、したがって、自己収入に係る部分は引当金を計上することとなります。 （参考）下記文章を追加します。 第87 賞与引当金に係る会計処理 1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。 2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計算書に表示する。</p> |